



第 285 号



- 全産廃連 第52回関東地域協議会が開催される
- 就任挨拶 多摩環境事務所廃棄物対策課長 渡邊 昇 氏
- 事務局長着任挨拶 横手 浩次 氏
- 青年部だより 『アースデイTOKYO 2014』に参加
- 行政だより 部の名称変更（資源循環推進部の発足）について



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く)
中間処理業
産廃エキスパート
認定番号 2-11-A-0012
認定番号 2-11-C-0012
優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう 檻添
http://www.rikai-net.co.jp/
AK 有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO., LTD.
〒136-0063 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919
BSI ISO 9001
ISO 14001
JAB
IS 933201/JIS Q 27001



次世代に贈る未来のために…
高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 究極した情報公開



高俊興業株式会社 <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111 (代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



[全産廃連]

第52回関東地域協議会が開催される
環境省・塚本課長が「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」講演

2

[就任挨拶]

産業廃棄物の適正処理に向けて
多摩環境事務所廃棄物対策課長 渡邊 昇

6

[事務局長着任挨拶]

現下の課題に即応できるフットワークの良い事務局を
横手 浩次

7

[青年部だより]

『アースデイTOKYO 2014』に参加
今年もごみゼロステーションを運営

8

[女性部だより]

I 初の「環境教育」活動を加藤商事で実施
II 第10回定期総会を開催

12

[行政だより・東京都環境局]

部の名称変更(資源循環推進部の発足)について

18

新職員の紹介

11

委員会報告(中間処理委員会: 焼却、中和・脱水合同分科会、建設廃棄物委員会、法制度検討委員会)

16

会員情報

17

東京都環境局より フロン類使用機器の点検の徹底に関するお願い

19

サービス産業動向調査・結果の概要 廃棄物処理業(一般廃棄物+産業廃棄物)

20

投稿・新TSK会だより 第33回新TSK会ゴルフコンペ

21

寄稿 広報委員を拝命して

22

寄稿 広報委員を拝命して

23

講師余談・古代史散歩

24

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part79

26

協会の主な今後の日程

27

よろず相談(税務・過大役員退職金と退職所得)

28

事務局だより・編集後記

32

表紙の言葉

27

[全産廃連]

第52回関東地域協議会が開催される

環境省・塚本課長が「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」講演

平成26年4月18日(金)14時から、青山ダイヤモンドホール「サファイヤルーム」(港区北青山)に於いて、第52回関東地域協議会が開催された。

石井関東協議会会长、森谷全産廃連専務理事の開会挨拶の後、平成25年度事業及び収支決算報告、平成26年事業計画及び収支予算案等について審議され、いずれも原案通り可決された。また、協議会に先立ち開催された会長会議において、全国産業廃棄物連合会の役員候補者について、地域協議会からの推薦者を協議したことが事務局より報告された。続いて、来賓の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の塚本直也氏により「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」をテーマに講演が行われた。



■開会挨拶



石井会長は、日本経済は政府の経済成長政策の実行により、大企業を中心に回復途上にあるものと見られているものの、産業廃棄物業界においては、廃棄物排出量の減少に加え、各業種からの新規参入など厳しい状況が続いている。産業廃棄物処理業は、循環型社会形成はもちろんのこと、地球

温暖化防止等に資する環境ビジネスとしての役割が期待される中、昨年9月に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が決定した。東京大会は、環境負荷の最小化、自然と共生する都市環境計画、スポーツを通じた持続可能な社会作り等をかけ、環境ガイドラインにおける基本的な考え方の3つの柱をかけて、世界初のカーボンマイナスオリンピックを目指しており、われわれ業界の果たす役割も大きくなっていると

して、今後の方向性については、3つに整理できるとして次のように述べた。

「1つ目に、悪貨を駆逐し良貨のそろった業界への転換です。適切な規制によりこの業界の安定性は守られていますが、さらに不法投棄や不適正処理を撲滅し業界の信頼性を確保するために、優良な産業廃棄物業者しか生き残れない業界への展開を進めていくことが重要です。このために業界はさらなる組織化も肝要となってまいります。また、当然のことながら労働災害の防止を含めた施設の安全確保は必須になってきています。

2つ目には、循環産業として信頼性の高い高付加価値サービスの提供です。利用者のニーズにあった適正品質の再生品の提供、また、電気や熱回収による経営改善、顧客に対する個別の状況にあわせたコンサルティング等、高付加価値サービスの提供が重要になっています。単なる静脈産業の枠にとどまらず、今後は「廃棄物の適正処理」から「廃棄物からエネルギーや資源を製造する産業」への転換が顧客から望まれてくると思われます。

3つ目は、低炭素化社会の実現に向けた産業廃棄物業界の振興です。これからは、低炭素化社会に向けた取組みの推進も、社会的に望まれることとなります。同時に、国の施策等を通じて産業廃棄物業界の振興につながることも重要なになってきています。

以上の3つの点を要として、われわれ業界は安全安心なサービスを提供し、環境と経済が調和した資源循環型社会の形成に貢献すべく、皆様方と努力を重ねて

まいりたいと思います。

最後に本日の地域協議会が情報交換や意見交換の場となり、また相互の連携をはかることにより課題解決につながる契機になれば幸いです。限られた時間ではありますが、皆様方の協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくおねがいいたします。」



続いて、森谷専務理事は、全産廃連の総会に向けての日程、4月から進めてきている事業等について報告した後、森谷専務理事 今後の政府の動きの中で、産廃業界と関係の深いものとして、次のとおり述べた。「1つは、国交省中心で、建設リサイクル計画2008の改訂作業がはじめられました。そのための小委員会が発足し、改訂の方法についてのたたき台が提出されたので皆様方に配布し、各地域の担当委員から意見を頂戴することになっています。次に、水俣条約について、環境省が3つの専門委員会を設けることになりました。水銀廃棄物専門委員会、大気の放出に関する専門委員会、水銀の製品から廃棄まで水銀の国内管理についての専門委員会の3つで、私は環境省からの要請により、水銀廃棄物専門委員会に参加することとなりました。今後、水銀廃棄物に関する情報提供をさせていただきますし、現場でのご事情等も専門委員会に反映させていきたいと思いますので、是非ご協力をお願いたします。」

■講演「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」



●平成26年度の環境省廃棄物・リサイクル対策部の予算（案）の概要

特に大きな予算比率の項目として、循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）の増額をあげ、その主な用途は自治体等の一般廃棄物焼却施設の建替え費用であることが説明された。また、減額された項目として、PCB処理施設整備事業と産業廃棄物不法投棄等現状回復措置推進費補助金をあげ、後者については補正予算との組み合わせで予算が確保されたため、全体的なキャッシュフローで見れば減額されたわけではないと説明した。次に、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業をとりあげ、「炭素税」の目的等について説明し「税収は、CO₂削減に向けて事業を行う民間企業に対し、補助金その他の形でお返しする仕組みです。これをを利用して、廃棄物の高効率な熱回収やバイオマス熱供給等の事業をされる方に、補助金を交付します。施設整備をやってみようと思われる方は是非、ウェブページ等をご参照ください」とのことだ。

●災害廃棄物の処理

今回は細かい内容については省略するとして「皆様方のお力で災害廃棄物の処理が非常にはかどったことを、この場をお借りして御礼申しあげます。東日本大震災で大規模に発生した災害廃棄物を、一般廃棄物の施設だけで処理することは到底不可能でした。そうした中、産業廃

棄物処理業の方々のお力を借りて、なんとか今まで大きく処理が進んだということを有り難く思っております」と謝意を表明した。

●廃棄物処理の現状

環境基本法のもと、循環型社会形成推進基本法等のさまざまな計画が策定され、3Rに取り組んだ結果、産業廃棄物の最終処分量が近年、急激に減少してきたとして「リサイクルが上手にできているとの現れだと思います。また、皆様方の真面目な取組みによって、不法投棄件数が非常に減ってきています。」

一方、不適正処理については減っているとは言いがたく、ほぼ横ばいである現状が説明された。

●廃棄物処理法の改正

平成22年に行われた改正の基本の考え方である「排出事業者責任の徹底」を中心に説明された。マニフェスト制度の強化や、排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認（努力義務）の追加等により、排出事業者と処理事業者のコミュニケーションを期待しているとのことだ。

●産廃処理業の優良化の推進

多くの事業者に認識され、認定件数は着実に伸びている。優良認定を受けると、許可の有効期間が通常は5年のところ7年間に延長され、許可証にも優良マークが明記される。さらに、昨年の環境配慮契約法の改正により、国や独立法人が産業廃棄物の処理をするとき、優良認定事業者の中から処理業者を選定する義務が課せられた。一方、地方公共団体では努力義務のため、環境省では、全国の1,100を超える全ての地方自治体にポスターや

パンフレットを配布し、啓発を進めている。インターネットからダウンロードできるので、活用してほしいとのことだ。

●産業廃棄物行政の最近のトピック

1. PCB廃棄物の処理

PCB廃棄物の処理は、焼却処理施設に地元住民の理解が得られず、約30年間処理が進まない状況であった。そこで、化学反応による処理を採用し、国が出資してJESCO（日本環境安全事業株式会社）を設立し、処理体制の整備にあたることとした。化学処理は、日本が初めて大規模に取り入れた方式であり、技術面、安全面で試行錯誤しながら進めた結果、処理の終了予定を平成28年から平成37年に延長することになった。また、大型蛍光灯の安定器等を処理できる施設が、室蘭と北九州のみであるため、全国の安定器をこの2カ所に集約することとした。今後、全国から室蘭と北九州への収集運搬という、非常に大きな仕事が発生するだろうとのことだ。また、低濃度（5,000ppm以下）のPCBは、民間の大手認定施設で処理すること等が説明された。

2. 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の改訂

平成24年5月の利根川水系水道水質事故を受け、廃棄物情報シート（WDS）が改訂された。廃棄物情報が必要な項目を整理し①PRTR対象物質、②水道水源における消毒副生成物前駆物質、③関連法規（危険物、毒物劇物等）を追加した。また、排出事業者と処理事業者との双方向コミュニケーションの重要性を強調している。このガイドラインの他にもMSDSや廃棄物のサンプルをチェックす

るなど、様々な方法で安全な処理を確保してほしいとのことだ。

3. 水銀に関する水俣条約への対応

昨年10月、熊本県水俣で水銀に関する水俣条約が採択され、3年後の締結を目指している。環境省は3つの専門部会を設置し、水銀の輸出等の取扱い、今後の規制、適正な回収等について議論を進めている。

現在、水銀は輸出される場合もあるが、水銀の輸出量が絞られてくると、高濃度の水銀を含む汚泥が処理にまわされる可能性がある。また、国内に水銀が滞留する事態も想定される。廃蛍光灯の処理に対する規制強化など、水銀の問題は、産業界への影響が考えられるとのことだ。

●循環型社会形成推進

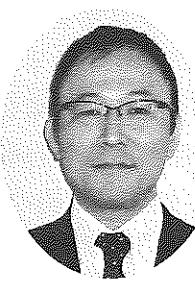
「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」に6億5,800万円（平成26年）の予算をとり、日本の静脈産業の海外展開を進めようとしている。塙本課長は、廃棄物の世界においては「規制無きところに業の繁栄無し」と考えており、途上国に対しては、日本の廃棄物管理の法律や制度を輸出することが先決だという。厳しい法律を満たすためのノウハウや設備が必要になれば、日本の技術が望まれて、制度の整備された国々へ展開していくことが期待される。そして「途上国に進出するのはたやすいことではありませんが、日本が途上国を助け、地球環境全体に対して良いことをしようと思えば、皆さまがお持ちの技術やノウハウを世界に広げていくことが必要であろうと考える次第です。」と締めくくった。

（取材 塙沢 美樹）

就任ご挨拶 産業廃棄物の適正処理に向けて

東京都多摩環境事務所廃棄物対策課長

渡邊 昇



4月1日付で多摩環境事務所廃棄物対策課長に就任いたしました渡邊でございます。貴重な紙面をお借りしまして、ご挨拶申し上げます。

昨今、廃棄物を取り巻く状況は、循環型社会への変革や廃棄物処理法の改正による排出事業者の処理責任の強化など、めまぐるしく変化しています。また、社会経済活動の進展に伴って、量はもとより質の多様化により、高度な専門性と幅広い知識が求められる分野であると認識しております。この度、こうした廃棄物行政に携わることとなり、その責任の重さに引き締まる思いでございます。

貴協会におかれましては、これまで優良事業者の認定制度の確立や、廃プラスチック類のリサイクル推進など、産業廃棄物の適正処理の推進に向けた取組みに様々な場面で、御協力をいただいているところであり誠に感謝申し上げます。

当事務所が所管する多摩地域は、山間部など豊かな自然が残されている一方で、依然として、産業廃棄物の野外焼却や野積み等が、まだまだ見受けられている状況でございます。また、廃棄物の不適正な保管が行われるケースや、騒音・臭気等により、周辺住民の方々と摩擦が生じ

てしまうケースもございます。

このような状況は、地域の生活環境に対して大きな影響を与えるのみならず、産業廃棄物の処理に対する信頼を損ねてしまふ結果となるため、法令等に基づき、適正な処理が確保できるよう取組みを進めているところでございます。

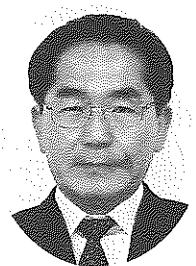
また、産業廃棄物の不法投棄の多くは建設廃棄物で占められていることから、平成19年度より解体工事現場に対する指導にも積極的に取り組んでおります。今後も不法投棄の未然防止の観点から、調査や指導を行うとともに、悪質な事案に対しては、厳正な対応をしてまいります。

東京都がこうした諸施策を進めていくためには、貴協会並びに会員の皆様の御理解と御協力が欠かせません。今後とも密接な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理を実現し、生活環境の保全、維持向上に努めてまいりたいと存じますので、引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様の益々の御発展を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

事務局長着任 現下の課題に即応できる フットワークの良い事務局を

横手 浩次



この度、当協会事務局長を拝命しました横手と申します。以後、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願ひいたします。この3月、東京都総務局を最後に都を辞しました。

早いもので、平成26年度当協会事業がスタートして、早や1ヶ月が過ぎました。

当職自身、入社1ヶ月の新人で、何もわからないままに日々だけが過ぎ去った感があります。この間、理事会や常任理事会、また、いくつかの委員会活動等を経験させていただきました。幅広い事業や活動を行っている当協会の奥深さの一端を垣間見たに過ぎませんが、少し印象に残ったことを述べさせていただき、就任の挨拶に代えさせていただきます。

当協会は、公益的事業として、業の許可・更新等に係る講習会などの研修事業を担う適正処理推進事業や会員企業の集合体としてのCSR推進や大規模地震等が発生した際の災害廃棄物処理に向けた支援のあり方など環境対策に係る事業を推進しています。こうした取組の積み重ねが会員企業の更なる事業展開や当協会の発展に直接つながっていくものと痛感しています。一方、当協会会員企業は、「廃棄物処理法」という非常に厳しい法律を遵守しながら適正処理を確保・推進することに加え、資源の有効利用を推進するという点では、動脈産業に対して廃棄物処理業界が大きなマーケットを担うなど、環境産業をリードしています。

これはまさに、当協会定款の定めるところ、「産業廃棄物の適正処理の推進及び資源循環等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を行うことにより、産業の健全な発展、生活環境の保全

及び公衆衛生の向上並びに循環型社会の形成を図り、もって都民の福祉の向上に寄与する」という本来目的の実現行為であります。

こうした高い理念の下、日々、業務を推進されている会員企業にとつては、理念実現にあたり、厳しい現実もあることがわかりました。キーワードで示しますと、「異物混入」、「再生碎石」、「災害廃棄物」、「優良事業者育成」、「残置物」、「排出事業者責任」、「中間処理過程での『選別』」、「据付型機械設備の耐用年数の短縮」、「環境配慮契約法の実効性の担保」等々です。また、当協会の存立基盤としての会費増収等による「財政基盤の確保」、少し先の課題として「廃棄物処理業の育成をめざす業法の制定」なども近々のうちに対応しなければならない課題ではないかと思料しています。謀有名知事の時の副知事が、法律を「服」にたとえて、「服が東京都にとって着にくいものだったら、国に行って着やすくなるよう(法律を)変えてこい」と言われたのを思い出しますが、我々会員企業が定款の目的を確実に実現し、かつ、各々の会員企業の経営環境が好転していくためには、少し時間がかかったとしても、関係機関とも連携・協力しながら所与の条件を一つひとつ明らかにし、解決していくことが肝要なのではと思います。

そのためにも、我々事務局職員一同、会長をはじめ、理事会や会員企業の意向や方針を十分踏まえ、機を逸しない情報収集に努めるなど、フットワークのいい事務局業務に励んでまいります。

青年部だより

『アースデイTOKYO 2014』に参加 今年もごみゼロステーションを運営

青年部は、4月19日(土)、20日(日)の2日間にわたり、代々木公園(渋谷区)を会場に行われた『アースデイ東京2014』に参加した。



「初日 集合写真」

桜も散り、青々しい新緑に覆われた代々木公園で、今年もアースデイ東京が開催されました。たくさんのテントが立ち並び、事務局や出展者、多くのボランティアスタッフが朝から大忙しで準備に取り掛かっていました。このアースデイを支えるボランティアスタッフの数は2日間で延べ約250人にもなります。事務

局もさることながら、多くのボランティアスタッフによってこのアースデイが支えられていると思うと、本当に頭が下がる思いがします。

毎年2日間で10万人を集めるこのイベントは、「地球環境について考える日」をキーワードに、地球環境や生命、食、エネルギー、復興など様々なメッセージ

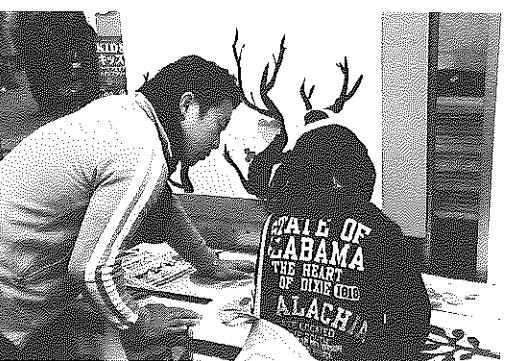
を持ったブースが出展しています。今年のアースデイは過去最大の400ブースが出展し、熱気と大きな盛り上がりを見せていました。

毎年アースデイに来ると、新年度が始まったことを感じます。渋谷駅側からのゲートには、今年も大きなアースデイのオブジェが来場者を迎え、また新しい一年が始まったことを告げてくれます。



「渋谷駅側ゲート」

私はアースデイに参加するのは今年で6回目になります。面白いことに、その年によって雰囲気や特色が異なっています。昨年・一昨年は震災復興や反原発色が非常に強かったのですが、今年は、本来の「地球環境について考える日」のコ



「環境宣言について説明する太陽油化の村松さん」

ンセプトに沿った内容になっていたように感じました。ブースの数が増えてきていることもあり、様々なメッセージを発信できる、多様性のあるイベントになってきているように思いました。

ここ何年も、アースデイが開催される日は天気に恵まれていなかったのですが、今年は晴れ・曇りと、雨が降ることもなく、非常に過ごしやすい天気になりました。天気のおかげもあり、東京都産業廃棄物協会のブースにも多くの子供達や来場者が来てくれました。

東産協のブースでは、青年部の有吉部



「プロのアーティストさん」

長を始め、相川実行委員を中心となってブースを盛り上げ、また、たくさんの青年部員とその会社の有志がブースを手伝いました。

今年も、アースデイのごみゼロブース

と組んで、「環境教育」をメインメッセージとしてブース運営を実施しました。子供たちに分別について教える「ごみ分別釣りゲーム」や地球のために行動することを葉っぱのシールに書いてもらう「環境宣言」、そして、毎年大好評なフェイスペイントを行いました。フェイスペイントは開始早々長蛇の行列ができていました。

このフェイスペイントでは、プロのペイントアーティストさんを呼んで描いてもらうのですが、そのクオリティの高さにいつも驚かされます。他の有料のフェイスペイントよりもとてもレベルが高いという声も聞かれます。

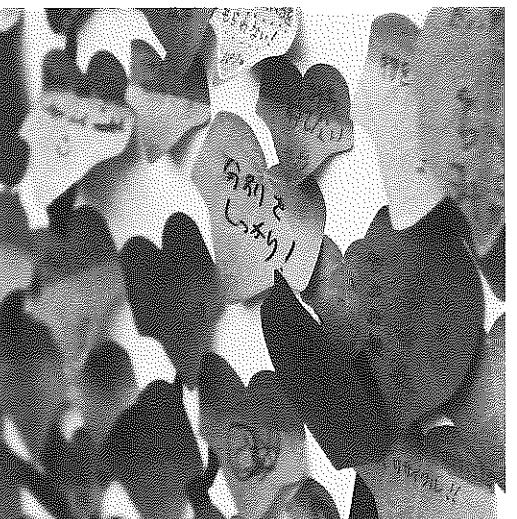
また、毎年フェイスペイントをしてくれた方を中心に写真を撮らせていただき、モザイクアートを作成しています。昨年も来てくれた子供たちなどは、「私がいたー！」と言って、興味深そうにモザイ



「フェイスペイントをした加藤商事 茂泉さん」

クアートを眺めています。こういった反応を目の当たりにすると徐々にではあります、東京都産業廃棄物協会のブースもアースデイに浸透してきていると実感します。

地球のために行動することを葉っぱのシールに書いてもらう、「環境宣言」も今まで一番多くの枚数が集まり、作った木の幹や枝の絵が宣言の葉っぱで見え



「環境宣言」

ないほどでした。

「ゴミを減らす」、「分別をする」といったメッセージから、ユニークなイラストを描いてくれる子供もいれば、英語でメッセージを残すグローバルな子供もいました。子供たちのそれぞれの個性や思いが感じられるメッセージがあり、私たちが行っている「廃棄物を適正に処理する」という仕事が非常に重要で責任があるものと再認識させられました。

私たちが行っている仕事は正に、都市

インフラ等の良好な維持・保全であり、私たちが機能しなくなれば、町はゴミで溢れ、企業活動は止まり、衛生的な環境はすぐに失われてしまいます。廃棄物の仕事は大きくクローズアップされることはまだまだ少ないですが、これからもアースデイというイベントに何年も参加することで、廃棄物の仕事を一般の方々に少しづつ理解してもらえるようになればいいなと思います。環境や地球のためにはまず「できること」と静脈産業を担う



「環境宣言をする子供達」

私たちにしか「できないこと」を1つ1つ行っていきたいと思います。

(白井エコセンター株)

平野 幹尚 記)



「モザイクアート」

★新職員の紹介★

この度、2月17日付で、協会職員となりました中曾根麻里と申します。この業界に入るまで産業廃棄物に関する知識はなく、一から勉強しております。まだまだよく分からぬことが多いですが、日々の業務の中で覚えようと努力しております。皆様からたくさんのこと学び取りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



中曾根麻里

3月1日付で、大塚さんの後任として、パートに採用されました安藤あや子です。

産業廃棄物については、全く知識がありませんでした。色々未熟ではありますが、諸先輩方に早く近づける様努力してまいりたいと思っています。どうぞ宜しく御願い致します。



安藤あや子

女性部だより

初の「環境教育」活動を加藤商事で実施

第10回定期総会を開催



「修了証書」を手に集合！

平成26年3月26日(木)女性部が取り組んでいる環境教育の一環として、東京都東村山市にある加藤商事株式会社様の『エコ工場フェニックス』を訪問し、小学生と保護者の方を対象とした「ごみ工場体験見学！」を実施致しました。子供を対象とした処理施設体験見学会は、女性部初の試みのため、今回は部員のご家族・ご親戚・社員の親子さんにご参加いただきました。



加藤商事(株)・加藤社長あいさつ



選別作業体験

環境学習の内容は、まず初めに、参加者の方々は容器包装プラスチック選別ラインに立ち、選別作業を体験しました。

工場長さんの説明を受け、それぞれ制帽やマスク、ゴム手袋をはめ、慣れない手つきで作業開始。施設の作業員の方に種類を確認しながら真剣に分別している姿に心打たれました。



パッカー車説明

次にパッカー車の仕組みについて説明を受け、一人一人試乗体験を行いました。工場長さんの計らいでフォークリフトにも試乗させていただき、大興奮しているお子さんが多かったです。

パッカー車の前で集合写真を撮影した

時も、和気あいあいとした雰囲気の中、全員で「ハイチーズ」。引き続き、屋上にある太陽光パネルの見学も実施致しました。



フォークリフトに試乗



パッカー車前で

休憩の後、室内で容器包装プラスチックリサイクルのDVD上映を視聴し、紙芝居「はじめてのお買物（教えてりーちゃん）」



紙芝居読み聞かせ



分別ゲーム

ん)」の読み聞かせも行いました。最後に分別ゲームのチーム戦がスタート。事前に用意した様々な種類のごみを時間内に正しく分別できるかを競うものです。子供達はPETボトルのキャップとボトルを分けたり、はがしたラベルを容器包装プラスチックゴミに分けたりと大興奮でした。周囲の保護者から拍手や歓声が上がりました。



修了証書授与

最後に修了証書を参加者一人一人に手渡し、記念品の贈呈もありました。女性部として初の試みでしたが、有意義な体験となりました。

最後になりましたが、施設見学にご協力いただいた加藤商事の皆様に心よりお礼申し上げます。

(株)クリエイト 吉田きく江 記)

第10回 定時総会



=平成26年度スタート=

平成26年4月17日(木)午後3時より、協会会議室に於いて女性部第10回定時総会が開催されました。

出席者は、部員38名に対し、36名（内委任状12名あり）、過半数を満たす出席のもと総会は有効に成立いたしました。

本定時総会では、渡邊幹事が議長を務め、

<第1号議案> 平成25年度事業報告承認の件

<第2号議案> 平成25年度決算報告承認の件

<第3号議案> 平成26年度事業計画案承認の件

<第4号議案> 平成26年度予算案承認の件

<第5号議案> 役員全員任期満了につき役員候補者選出の件

についての審議が行われ、いずれも満場一致で議案は承認可決されました。

昨年度は東日本大震災後以降、放射能に関して勉強を重ねてきた集大成としての広島研修旅行を実施。各自が知識を高めることができたと同時に、継続した東日本大震災の支援活動の必要性を改めて実感しました。また、女性部単独での環境教育を実施して無事に成功したことにより、女性部としての新たな活動分野を広げることができました。

今年度からは、副部長が3名となり、幹事も新たに3名（高俊興業(株)森田珠真子さん、加藤商事(株)佐々木由佳さん、成友興業(株)元石真祐美さん）選抜されました。また、環境教育・研修会・社会貢献・情報発信の4チームを設け、今後もさらに女性部の体制を強化し活動を展開していきます。

(白井エコセンター(株) 木村英恵 記)

女性部新役員名簿

役職名	氏 名	会 社 名	備考
部 長	二 木 玲 子	大谷清運(株)	再任
副部長	野 村 幸 江	(株)東京クリアセンター	再任
副部長	山 下 智栄子	(有)スリーシープランニング	再任
副部長	渡 邊 久 美	武藏野土木工業(株)	再任
幹 事	小野寺 美 加	リサイディアコーポレーション(株)	再任
幹 事	前 川 佑 子	(株)トーホークリーン	再任
幹 事	吉 田 きく江	(株)クリエイト	再任
幹 事	木 村 英 恵	白井エコセンター(株)	再任
幹 事	松 原 美紀子	中野運輸(株)	再任
幹 事	森 田 珠真子	高俊興業(株)	新任
幹 事	佐々木 由 佳	加藤商事(株)	新任
幹 事	元 石 真祐美	成友興業(株)	新任
顧 問	森 裕 子	(株)ハチオウ	再任

委員会報告



中間処理委員会：焼却、中和・脱水合同分科会（比留間リーダー、森リーダー）

平成26年4月10日(木)15時より焼却、中和・脱水の合同分科会が7名のメンバーにて開催された。

中間処理委員会で活動している異物混入防止対策について、協会では危険物のチラシを作成しているが、主に破碎・圧縮施設向けであり、焼却、中和・脱水施設向けのチラシを作成したい案がある。チラシ作成について意見を聞いた。

排出事業者では適正処理の基本があまり知られていないことから「適正処理」、「排出事業者責任」、「正しい情報の提供」をお願いするのがいいのではないかという意見があった。また、施設では廃棄物の種類により個別対応することが多く、基本をお願いすることが一番という意見もあった。結果は中間処理委員会へ伝えることとした。

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成26年4月23日(水)14時より、協会会議室にて東京建物解体協会と東京建設業協会との意見交換会が開催された。参加団体及び参加者は東京建物解体協会から4名、東京建設業協会から2名、東京都産業廃棄物協会から17名の3団体23名であり、3団体が集まつての意見交換会は初の試みとなった。

意見交換会は排出者と解体業者、処理業者の3者の立場から「再生碎石の利用拡大」「異物混入」等について活発な意見交換及び議論がなされ、当初の予定時間を大幅に超えて終了した。

法制度検討委員会（篠原委員長）

平成26年4月28日(月)15時より10名の委員により、協会会議室で開催された。

冒頭、専務理事から全産廃連では、各地域協議会の法制度検討委員会の活動状況を確認したい意向がある旨、情報提供があった。

委員会では、第2期テーマである「過積載」について、全産廃連や他自治体発出文書をたたき台に「過積載そのものをもって欠格条項に抵触するか否かの可能性」について活発な議論がなされた。芝田弁護士のレポートや高橋委員の発表資料も踏まえ、収集運搬業者にとっては、「繰り返しの過積載」が結果として刑事罰や行政罰に繋がっていくことを十分肝に銘すべきとの意見が大宗を占めた。委員長から、「適正処理懇談会」で話題にすることと、次回は荷主への要望も含めた過積載対策を議論することが確認された。引き続き、「排出者責任とコンプライアンス」のテーマに入

り、千明委員から「感染性廃棄物における不適合廃棄物の混入について」の報告・説明があった。委員長から、本日の議論を踏まえ、次回は「現行ガイドラインの把握とその対応策」についてさらに議論を深めることが提案され、閉会となった。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

都築鋼産(株)

43・179ページ

(No.4027)

【旧代表者名】代表取締役社長 都築 宗政



【新代表者名】代表取締役社長 藤城 望

90ページ

環衛(株)

(No.2057)

【旧代表者名】代表取締役社長 下田 博信

【旧住所】〒167-0022 東京都杉並区下井草1-7-2



【新代表者名】代表取締役社長 菊地 健文

【新住所】〒167-0022 東京都杉並区下井草1-23-4

アメニティビルトイシハラ5 301号室

*電話・FAXは従来どおり

エコノハ(株)

233ページ

(賛No.223)

【旧住所】〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1-6-23

四ツ橋大川ビル4階



【新住所】〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1-6-23

四ツ橋大川ビル7階

(有)調布清掃

128・201ページ

(No.4110)

【新社名】(株)調布清掃

【旧住所】〒182-0012 東京都調布市深大寺東町1-34-8



【新住所】〒182-0012 東京都調布市深大寺東町5-8-1

*電話・FAXは従来どおり

いすゞ自動車首都圏(株)

233ページ

(賛No.216)

【旧代表者名】代表取締役社長 成松 幸男



【新代表者名】代表取締役社長 野口 典一

部の名称変更（資源循環推進部の発足）について

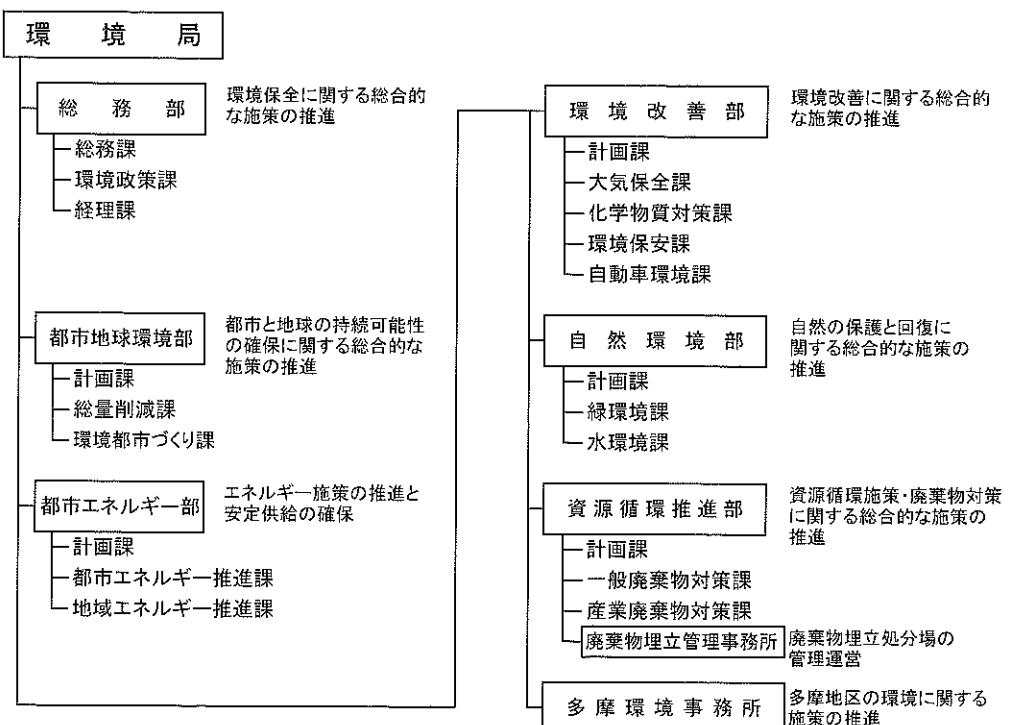
東京都は、平成23年度に策定した東京都廃棄物処理計画で、「3R施策の促進」、「適正処理の促進」及び「静脈ビジネス発展の促進」の3本の柱を主要施策として掲げ、当該計画に基づき、適正処理の確保のみならず、資源の有効利用、資源循環の推進に向けて、区市町村、事業者、庁内各局等の多様な主体と連携して、様々な施策を実施してきました。

東京都は、こうした施策をより効果的に推進するため、平成12年の環境局発足以降引き続き使用してまいりました部の名称「廃棄物対策部」を平成26年度に「資源循環推進部」へ変更し、連携する多様な主体に対して資源循環型社会構築に向けた都の明確な意志を示し、その実現に向けた施策を強力に進めてまいります。

今後とも、皆様と十分な連携を図りながら、施策の推進に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

東京都環境局資源循環推進部長

平成26年度 環境局組織



26環改保第64号
平成26年4月18日

東京都フロン等
回収・処理推進協議会 各位

東京都環境局環境改善部
環境保安課長 成澤 智司
(公印省略)

フロン類使用機器の点検の徹底に関するお願い

日頃から、東京都の環境行政に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今年に入り、東京都内の事業所において、フロン類の回収が適切に行われず空気中に漏えい・放出されてしまう事故が立て続けに発生しております。東京都ではこの事態を重大な事態と捉え、各事業所への指導を強化しております。

貴団体におかれましても、貴団体所属の会員の皆様に、今一度フロン類を使用している機器の日常点検やフロン類の適正な回収が行われるよう周知いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

○事故例1

フロン類使用機器の廃棄時に、フロン類の回収を行わず廃棄してしまった。

○事故例2

フロン類使用機器を長期間停止していたが、再稼動時にフロン類の漏えいがあるかどうかを専門の業者の点検を受けずに稼動した。これにより、管の腐食箇所からフロン類が漏えいしてしまった。

【お問い合わせ先】
東京都環境局環境改善部
環境保安課フロン対策担当
電話 03-5388-3471(直通)

[参考] (出典:環境省パンフレット)

■こんなときに第一種フロン類引渡受託者になります。

- ・業務用の空調機器や業務用冷蔵庫などの機器の入れ替え時に、所有者等からフロン類が充てんされた古い機器の引き取り（廃棄、下取り）を依頼された場合には、第一種フロン類引渡受託者となります。依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）から委託確認書の交付を受ける必要があります。また、委託確認書の回付、保存等の義務が生じます。（中古機器として引き取った場合には第一種フロン類引渡受託者ではなく、機器の所有者となります。この場合、機器の廃棄等を行おうとする場合には、廃棄等実施者になります。）
- ・フロン類回収業者へのフロン類の引き渡しの委託を受けた場合は、回収・破壊にかかる費用は依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）の負担です。（法第37条）
- ・依頼者はフロン回収のための制度について十分理解していない場合も考えられるので、十分な説明を行ってください。

サービス産業動向調査・結果の概要

廃棄物処理業（一般廃棄物+産業廃棄物）

総務省 26年2月分（速報）
平成26.04.30

月間売上高	平成24年	平成25年	前年同月比
	百万円	百万円	
1月	302,373	282,641	△6.5%
2月	307,649	296,266	△4.7%
3月	353,081	341,605	△3.3%
4月	342,001	312,039	△8.8%
5月	320,565	309,578	△3.4%
6月	317,289	315,683	△0.5%
7月	321,121	320,731	△0.1%
8月	308,902	321,829	4.2%
9月	332,193	329,613	△0.8%
10月	322,611	348,783	8.1%
11月	321,470	342,209	6.5%
12月	331,058	358,117	8.2%
従事者数	平成24年	平成25年	前年同月比
人	人	人	
1月	354,200	347,200	△2.0%
2月	351,800	348,800	△0.9%
3月	351,600	349,300	△0.7%
4月	351,700	344,100	△2.2%
5月	350,600	344,700	△1.7%
6月	351,200	349,100	△0.6%
7月	349,700	348,400	△0.4%
8月	349,400	348,900	△0.1%
9月	349,100	351,000	0.5%
10月	348,500	350,300	0.5%
11月	349,000	351,900	0.8%
12月	347,600	351,100	1.0%
需要状況DI	平成25年	平成26年	
	廃棄物処理	サービス産業	
1月	△14.9	△12.7	
2月	0.5	△6.0	
3月	9.4	3.0	
4月	5.6	△4.5	
5月	2.6	△1.2	
6月	△ 2.7	△1.7	
7月	6.1	0.2	
8月	△ 1.9	△1.9	
9月	2.2	△1.2	
10月	8.4	△2.6	
11月	6.4	0.8	
12月	11.5	2.6	

新TSK会だより

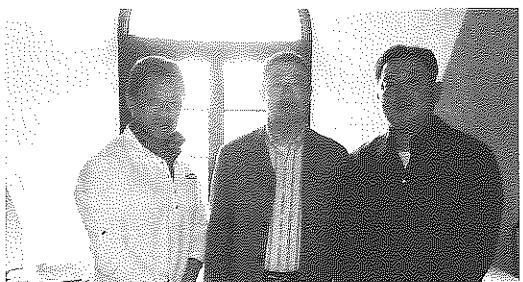
第33回 新TSK会ゴルフコンペ



先生（梅澤公認会計士事務所）、大羽さんを抜いての久々のシニア優勝おめでとうございます。芝田麻里先生（芝田法律事務所）は「ボウリングなら良いスコア？」でしたが、疲れを感じさせないプレーに驚かされました。遠藤社長（リスト）、アプローチは絶妙なのにパターが入らない辛さ、よくわかります。久しぶりに参加の寺島さん（エコグリーン）、体重以下のスコア達成おめでとうございました。

残念ながら筑波山の桜の開花にはまだ早く、途中で小雨の降る肌寒い1日でしたが、怪我や体調不良もなく、楽しんでいただけたことと思います。次回は夏の森林公园でお会いしましょう。

（泉 昌男 記）



上位入賞の右から細沼、加瀬各氏と泉

◎成績上位者

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	加瀬 博章	40	45	85	12.0	73.0
準優勝	細沼 順人	45	45	90	16.8	73.2
3位	泉 昌男	44	45	89	14.4	74.6
4位タイ	梅澤 隆	48	47	95	18.0	77.0
4位タイ	大羽 敬子	51	50	101	24.0	77.0

寄稿・広報委員を拝命して

読み応えある記事と最新情報の発信に尽力を

高俊興業(株) 佐野 ふじはる 藤治

東産協の広報委員を4月9日付で拝命致しました高俊興業(株)の佐野と申します。

私にとって東産協は敷居が高く、これまで月刊誌の「とうきょうさんぱい」を読む、又無料の講習会に参加するだけのお付き合いでした。そのため、顔が売れたり、名前が知れる訳ではなく、広報委員会委員（広報委員という。）の打診があったときはビックリ仰天した次第です。

自分で言うのも何ですが、私は根っから人見知りで引っ込み思案なだけに、なりたいと思ったことも頼んだこともあります。しかも現在、仕事は忙しく余裕がないだけに、仕事の積み増しとなる広報委員を推薦した非情な人は誰かと恨めしく思った位です。しかし当社社長が……と知ると、これまで跋扈していた邪悪な気持ちは一変し、社長に広報委員を快諾しますと伝えていました。

委嘱状は4月9日の広報委員会で乙願委員長から手渡され、そのまま今月号（4月10日発行）に登載する原稿の校正に加わりました。何せ初めてのことでの不安だらけです。事務局の中澤さんと塩沢さんが事務的に説明をしてくれましたが、良く理解できず「習うより慣れろ」でぶつかるしかありません。校正は広報委員同士のマルチチェックを条件とするため、校正が終了すると塩沢さんが回収しに来て

別の原稿を置いていきます。校正作業が完了すると、休憩なしで次号の記事の原稿確認及び全体構成の検討、更にページの割付け作業が続きます。会議の雰囲気は真剣そのものでしたが、広報委員長の一言で空気は凍り付きました。「新たに就任した委員に就任あいさつを書いてもらうのはいかがですか。」関係者は私と今回一緒に委嘱された清野さんです。声にならない唸り声で抵抗したものの押し返すことはできず、この拙文を寄稿することにになりました。

広報委員会で感じたことは、広報委員の一人一人が多忙の中集まり、協会の看板を背負って機関誌を発行している姿です。何人もの目で原稿を確認し、間違いない情報を見やすく会員の皆さんにお届けする地道な仕事を毎月行っていることを知り、その一人になったことの責任を実感しました。

機関誌は協会会員の皆さんの大変な情報源の一つです。それだけに、読み応えのある記事、読みやすい編集、最新行政情報の発信に力を尽さねばと思いました。

読者の皆さんの期待に応えるべく委員長と共に業務に当たりたいと思います。

最後に、願っても得られない機会を与えて頂いた事に深謝致します。

寄稿・広報委員を拝命して

女性部を通して得られたマテリアルへの思い

(株)アンカーネットワークサービス 清野 文子

この度、4月9日付で東産協の広報委員を拝命致しました(株)アンカーネットワークサービス清野と申します。宜しくお願ひいたします。

弊社は主にOA機器のリユース販売を行っており、2年半前までは私もそちらの部署に所属して居りました。今から5年半前くらいの入社当時、社内の拠点を見学する機会があり、現在在籍しております松戸リサイクルパートナーセンターを1度だけ訪れたことがあります。そのときの感想は正直申しまして自分の部署とは係わる頻度も少なく、業務もかけ離れていて（自分自身が有価物件の仕入を担当していたもので…）、ある意味「産業廃棄物」という言葉に先入観を抱いていたのは事実で、何か言葉には言い表せないグレーなイメージを持っていました。

入社後3年が経過し、諸事情から「松戸」行きの辞令を受け取った時には「なぜ？私が…？」そんな思いが頭の中をくるくる巡っていたのを今でも覚えています。そんな折、弊社社長の「マテリアルのイメージをクリーンにして欲しい。」との思いを聞き、心機一転、現事業部長と共に社内での「マテリアルのイメージ向上、地位向上」に邁進して参りました。お恥ずかしい話ですが、私自身も含めそれまでは全社的にマテリアルの情報共有が出来ておらず閉鎖的な状態であったため、自らが「産廃1年生」として業務に携わりながら、マテリアルに関するあらゆる情報・知識を社内発信し、名前に負けない「清らかな」ハートで他部署との

パイプ役にならせて頂こうと思い現在に至っております。

こんな私に多大な影響を与えてくださったのが、昨年1月末に入会させていただいた「女性部」の先輩方の存在です。

【e-Lady21は、「環」と“和”を大切にする女性たちの集い】このキャッチコピーに胸を躍らせデビューした、昨年の「関東地域交流会」は、まさに温かい“環”と“和”そのもので、先輩方は、私の「産廃」に対するイメージ・先入観を一気に洗い流してくださいました。その後、毎月の勉強会・施設見学会を初め、広島研修・全国大会と参加させて頂き、産廃についての知識を得ることはもちろん、「女性」ならではの視点で産廃業界を支えていらっしゃるお姿に、多くのことを学ばせていただけており、ただただ感謝の思いでいっぱいです。

今回、初の広報委員会にて、一冊の広報誌を発行するまでに至る地道な作業の、ほんの一握りを体験させて頂きました。毎月、何気なく拝見させて頂いていた私にとっては、かなりのカルチャーショックです。乙願委員長をはじめ先輩委員の皆様に心から敬意を表します。協会会員の皆様にとっての情報源として大きな役割を担っている「とうきょうさんぱい」の紙面づくりに参加させていただけることに感謝し、「女性部」の先輩方から教えていただいた、温かい女性ならではの目線で、広報委員として貢献させていただきたいと思っております。どうぞ宜しくお願ひいたします。



青銅製祭器の謎

自然の恵みや脅威など自然界に対する信仰や祭祀（さいし）は、人類の歴史でも早い段階から営まれてきた。日本列島においても、縄文以来精靈を祭るなどの行事が行われていたが、水田稻作が開始されると稻作に関わる祭り（マツリ）が大切なマツリとなっていった。弥生人のマツリは生活や生産に関わる地靈と穀靈のマツリと、葬送に関する守護靈としての祖靈のマツリとなっていた。とりわけ、水田稻作を組織的に行う上で欠かすことができなかったのが農耕祭祀だった。

青銅のカミの出現 列島に金属が入ってくることによって、祭器に青銅製のものが用いられるようになり、2200年前ごろには青銅のマツリが広まつていった。朝鮮製青銅器が当時最高の貴重品であり、青銅のもつ莊嚴な色と音がマツリの演出に大変有効であったことから、銅鐸や劍・戈（か）・矛（ほこ）の武器型祭器が最も靈威あるものとして広く用いられるようになった。

昔は、近畿を中心とする銅鐸文化圏と北部九州を中心とする銅剣銅矛文化圏の二つが対峙する時代があったと教えられたが、現在では、武器型祭器も銅鐸も北部九州で製作が始まり、やがて近畿でも両方の製作が行われるようになったことが明白になっている。その後、地域によってどれを重要視するかについて特色が出てきたのだ。

青銅のカミの縄張り 銅鐸は、祭場に神を招く鳴り物として始まったものだ。

朝鮮式銅鐸が家畜用の鈴であったように、

当初は小型であったが、徐々に大型化し、銅鐸に文様が施され、釣り手が薄く高くなり、鰐（ひれ）がつくなど見た目が変わつていった。そして、「聞く銅鐸」から「見る銅鐸」へと変化していったのだ。

一方、青銅製武器は、列島に入ってきた当初は武器として用いられたものの、早い段階で、神の依代（よりしろ）となり、邪惡なものを祓（はら）い、境界外からの悪靈や外敵の侵入を防ぐ鎮めのための呪具となつていった。やがて、武具であったのだから進んで外敵や悪靈を打ち払つていく攻撃的な面も持つようになるのだ。その形も、当初は「細形」であったものが武具としての機能を失つていき、「中細形」→「中広形」→「広形」へと祭器としての形を整えていく。

2050年前ごろには青銅のマツリも地域差が明瞭になつていった。青銅のカミの縄張りのようなものが現れてきたというわけだ。九州から西部瀬戸内の地域では、穀靈に災いをもたらす悪靈と戦いこれを擊破するマツリ

（＝主役は銅矛）が中心となり、近畿とその周辺地域では、穀靈を呼び込みそれを守るためのマツリ（＝主役は銅鐸）が中心になつていつたと考えられて

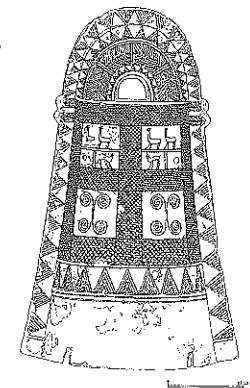


図-1 出雲の孝古学と『出雲国風土記』87頁

銅鐸の絵画の謎 武器型青銅器には詳細をうかがい知る材料はあまりないが、銅鐸には土器とともに多くの絵や画像が残されており、そこにはマツリが拠り所とした神話的な世界や、ご先祖様達がこだわっていたものを知る手掛かりがある

（図-1）。発見された銅鐸のうち絵画表現があるものは約12%程度のようだが、描かれたものはシカ（鹿）が圧倒的に多く3割以上を占め、次いで人物・魚・首の長い鳥・イノシシの順に多いといふ。なお、建物も多く描かれている。シカには角が描かれていないという特色がある。

毎年生え変わるシカの角の成長が稻の成長になぞらえられることから、シカは土地の精靈、つまり地靈を代表する聖獸と考えられていたようだ。縄文時代には主要な食糧とされていたが、弥生時代になってシカの骨の出土量が大きく減少するのは、聖獸として食糧としなくなつたためと考えられている。そういうえばシカを神の使いとする名高い神社も多いが、弥生以来の文化が脈々と生きているのだ。

イノシシや魚などは地靈の仲間、鳥やトンボは穀靈とされる。鳥は穀靈（＝稻魂：いなだま）を運んでくる使者として神聖視されたようだ。稻魂が運び込まれることによって水田の稻が生長し稔って



大地を力づける呪具をもつシャーマン・兵庫県桜ヶ丘遺跡出土5号銅鐸に描かれた絵（神戸市立博物館蔵）

図-2 「王權誕生」117頁

ちる様子、人物の手の指が3本に描かれていること、もう一方の手にしているI形の道具は呪具と考えられることから、鳥装のシャーマンだとされる。

生き埋めになった？青銅のカミ さて、銅鐸は春のマツリで稻魂を呼び込み、稻の成長を見守り、秋のマツリ＝収穫祭が終わると、銅鐸には、去つて行った稻魂が春に再びくるようにと呪縛する役割が負わされていたようだが、

その銅鐸が、何故か埋納

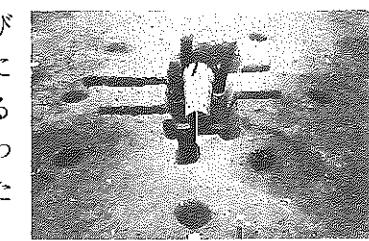
状態で発見

されることが非常に多く、大きな謎とされてきたのだ。事例が多くなるにつれ、銅鐸がすっぽり入る大きさの穴を掘り両側面についている鰐（ひれ）を立てて横たえて埋めることが一般的だったことがわかつてき（図-3）。なお、銅鐸だけでなく銅矛も刃を立てて埋めることが一般的なのだ。

なぜ銅鐸は埋められたのか。他の集団に奪われないよう隠匿（いんとく）したという説、埋納そのものが儀礼だとみるマツリ説、外敵や悪靈の侵入を防ぐための呪禁（じゅごん）だとする説、マツリがすたれて土中に放棄されたとする説など様々である。さらに大きな謎は、部族的国家（クニ）の成立が始まり倭人争乱の時代を迎えたといわれる2000年前頃には、一度に大量の埋納が行われるという異常な例が多くなるということだ。

*『王權誕生』寺沢薰（2008年講談社学術文庫：日本の歴史02）

（専務理事 古川芳久）



銅鐸の埋納 銅鐸は皆を立てて横に寝かして埋めるのが原則であった。徳島市矢野遺跡では覆屋の跡らしい柱穴も見つかった（徳島県立埋蔵文化財総合センター提供）

図-3 「王權誕生」113頁

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part 79

何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1 現場で	コンテナ交換時	後方の野良猫に接触しそうになったと思い、ゆっくりコンテナを下ろした後その場を見に行ったら物だった。	コンテナを降ろす前に降ろす場所(人、物、地盤、スペース)の確認後問題がなければ降ろすようにする。
2 一般道路で	横断歩道手前停車後の発進時	死角から急に自転車が飛び出してきて、接触しそうになつた。	左右や前をよく確認し、ゆっくり余裕をもって発進する。
3 一般道路で	走行中	一般道路を走行中、歩行者通路脇の植え込みから猫が飛び出し車道を横切った為に急ブレーキをかけたらバイクと接触しそうになつた。	車両・人々に注意を払うだけでなく、道路環境をしっかりと把握し、常に危険と隣り合わせだということを忘れないように心掛けながら走行する。
4 一般道路で	右折レーンで停車中	矢印信号が点灯したので右折しようとしたところ直進レーンから急に車が割り込みてきて接触しそうになつた。	周囲の車の動きに十分注意を払いながら発進する。
5 一般道路で	走行中	トンネル内で大型トラックの後ろを走行中、車間をあけて走行していたら、前車が急ブレーキをかけて停止した。	前方の確認が確実にできない状況の場合は、いつもより十分な車間を取って走行する。
6 一般道路で	坂道発進時	大型車で坂道を発進しようとしたら、いつも運転している2tトラックとは比べ物にならないほど坂道で後退し、ヒヤリとした。	サイドブレーキをしっかりと引き、教習所で習った通りの坂道発進をする。 車両の特性を十分理解し、運転に臨む。
7 高速道路で	走行中	他県ナンバーのドライバーが突然右車線から車線変更で強引に割り込んで来た為、追突しそうになった。	車間距離に十分な余裕を持ち、前方だけではなく、後方や左右の車両に注意するよう心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

～協会の主な今後の日程～

(平成26年5月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
5	9	金	中間処理委員会：破碎・圧縮分科会 15:00～	協会会議室
	12	月	中間処理・収集運搬 合同委員会 15:00～	協会会議室
	14	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	15	木	常任理事会 13:30～／ 第10回理事会 14:30～	協会会議室
	19	月	女性部 幹事会 13:30～／勉強会 15:00～	協会会議室
	20	火	青年部 幹事会 13:00～	協会会議室
	21	水	全産廃連；(正副会長会議12:00～) 理事会 13:30～	全産廃連会議室
	23	金	安全衛生推進委員会 15:00～	外部会議室
	28	水	第2回定期総会・表彰式15:00～／講演会16:30～／法人化30周年記念懇親会18:00～	青山ダイヤモンドホール
6	5	木	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	6	金	多摩支部 幹事会 14:00～／支部会 14:30～／研修会 15:00～／懇親会 17:00～	たましんRISURUホール
	11	水	青年部 総会	協会会議室
	13	金	広報委員会 10:00～	協会会議室
	13	金	常任理事会 13:30～／ 第11回理事会 14:30～	協会会議室
	13	金	全産廃連；第4回定期総会 13:30～	明治記念館

表紙の言葉

- 今月の写真：フウリュウウオ [学名：Malthopsis 英名：Batfish]
- 撮影者：阿部 秀行 氏
- 撮影地：ガラパゴス諸島（エクアドル）・世界遺産登録地・水深：35m（ガラパゴス諸島特有）
- 撮影者コメント：『癒しの水中散歩』と題して274号（'13年6月）より魚の写真を掲載しています。ダイビングが生きがいで、ついでに水中写真を撮っているだけの素人の作品？（写真）で、提供者としては申し訳ないと思っています。（本人の自己満足だけ）今回号は、ちょうど12回目の写真なので、とてもレアな写真をご紹介しようと思い選びました。

ガラパゴスの固有種で特に真っ赤な唇をしているので「レッドリップ・バットフィッシュ」若しくは「ガラパゴス・バットフィッシュ」と呼ばれ、体長は20cmほどです。この魚は、深海魚の一種で通常200～1,000mに生息し、絶滅の危機に瀕しているようです。ガラパゴスでは、水深35m位で見られます。鰓を足のように使い、泳がず海底をヨタヨタと歩くユーモラスな魚です。ガラパゴス諸島は、ダーウィンが進化論を発見した場所として有名で、ダーウィン島と命名された島も存在し、固有の生物・植物が生息しています。もっとも知られているのはイグアナ（海・陸）とゾウガメです。



梅澤 隆
 顧問 公認会計士

税務相談

過大役員退職金と退職所得

質問……役員に対して支給される退職金について法人税法の取り扱いで留意点すべきところを教えて下さい。

回答……法人税法では役員等へ支給する給与の額のうち「不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額」については、各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入することはできない旨が定められています。

すなわち、法人税法上、過大役員退職金は損金に算入されません。

そこで、どの程度であれば税務上相当といえる範囲かが問題となります。一番難しいのはその退職金の支給額の決定といえます。

役員退職金の適正額について争われた裁判事例があります。

(事例)

北海道内において食品製造業を営むX株式会社は、臨時株主総会を開催し代表取締役であったAに対し退

職金3億円を支給する旨を決議し、同時に支給をしました。

課税庁はX社と類似すると判断した4法人を抽出し平均功績倍率法を用いて、1億4,000万円を超える部分の損金算入を否認する更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行いました。

そこで、Xが処分取り消しを求めて裁判となつたものです。

争点はいろいろありました。そのうち算定方法も争点でした。課税当局が算定方法として平均功績倍率法を用いたことについての適否があります。判決では、従来、役員退職給与の算定方法としては、平均功績倍率法、最高功績倍率法及び一年当たり平均額法が用いられています。このうち平均功績倍率法は、適正に算出された平均功績倍率を用いる限り、その判断方法は客観的かつ合理的であり、法令の趣旨に最も合致する方法であるとしました。

問題は、平均功績倍率算定の対象とな

る類似法人の資料を入手することが出来るかということです。まず、不可能でしょう。競争相手に役員退職金をいくら支給しているか聞くことは、なかなかできるものではありません。また、教えてはくれないと思います。

税務署だから、資料を入手できるのであり、一般企業は入手する手当がありません。しかも、平均功績倍率は類似法人の抽出方法によって変動するもので、抽出するサンプルの正確性が要求されます。当該法人と業種、事業規模、退職役員の当該法人での地位、退職の事情等において十分におおむね類似したものでなければなりません。判決は納税者の敗訴となつております。

(参考)

最高功績倍率法

比較法人の功績倍率の最高値に当該退職役員の最終報酬月額に勤続年数を乗じた額を適正な役員退職給与とする方法。

例えば、比較法人の4社の功績倍率が2、3、4、5、とすると最高値の5を採用する場合

一年当たり平均額法

比較法人における退職給与額をその勤続年数で除して「一年当たりの退職給与額」の平均値に当該役員の勤続年数を乗じた額を適正な役員退職給与とする方法。

一般には退職時の報酬月額が減額されており、ゼロなどの場合があるときに使えるものです。

実務上の対応

実務上、適正な役員退職金は「最終報酬月額×在任年数×功績倍率」によって算定されています。最終報酬月額と在任年数は客観的事実から決まるものであり、基本的には問題になりません。

現在は、役員の報酬は定期同額給与で扱われることになっており、期の途中で増額することはできません。したがって、退職が決まったからといって、報酬月額を急に引き上げる処置はできません。

また、会社の業績が悪い場合、オーナー社長の場合、報酬ゼロで働く場合があります。その場合、適正役員退職金はゼロとなってしまいます。ゼロに何をかけてもゼロでしかありません。この場合には、上記の算式では答えは出できません。他の方法、一年あたり平均法などで対応することができます。

そして、この功績倍率は会社が決めることができるものの、この部分を「2」とするか「4」とするかで退職金は倍にすることになります。

この裁判では、功績倍率は税務当局が3.9、原告は8.3、司法は3.0がありました。実務界では数字が先行し、3.0ならば大丈夫といった流れになっています。(社長は3.0、専務は2.5、常務は2.0、取締役1.0など)

企業としてはこのような役員退職金の否認にあわないように類似する法人の支給実態を調査した上で役員退職金規程などの整備を進めが必要と思われます。

なお、事業を個人から法人成りした場

合、在任期間を個人創業時からカウントするケースが見られますが、会社設立開始時からカウントすべきであります。

質問……退職金にかかる税金はどのように計算されるのですか。

回答……退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額です。

算式で書けば以下の通りです。

退職所得の金額 = (その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除) × 1/2

退職所得控除額は勤続年数により以下の通りとなっております。

●通常の退職

勤続年数20年以下の場合…勤続年数 × 40万円（最低80万円）

勤続年数20年超の場合…800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

●障害者になったことに直接基因して退職…上記の金額に100万円を加算

すなわち、20年までは、年間40万円20年を超えると年間70万円の控除が出来ることになります。

退職所得は、長期間にわたる勤務の対価が一時に支払われること、退職後の生活保障的な所得である事等を考慮して退職所得控除をして、さらに、2分の1を所得とすることにより累進税率の緩和がなされています。

質問……特定役員退職金の課税方式の内

容を教えて下さい。

回答……勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得には、一般従業員の退職金と異なる事情にあることを踏まえ2分の1課税が廃止されました。2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが予定されている法人役員等が、給与を抑えて、その分を退職金として高額金額を受け取ることによる税負担の回避する事例が指摘されていました。

そこで、「特定役員退職手当等」である場合には2分の1課税を廃止しました。この規定の適用対象となる役員とは以下に掲げるものです。

- ①法人税法第2条第15号に規定する役員（会社法上の取締役を含む）
- ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③国家公務員
- ④地方公務員

計算式で示すと以下のようになります。
「特定役員退職手当等に係る退職所得の金額の計算」

退職所得の金額 = その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除
(退職所得控除はありますが×1/2がありません)

質問……役員退職手当金の中に特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合はどうなりますか。どのように計算するのでしょうか。

回答……特定役員退職手当等と一般退職手当等とを区分して退職所得を計算することになります。

算式

①特定役員退職手当等に係る退職所得
= 特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除 - (注)

(注) 一般退職手当等の収入金額が一般退職所得額に満たない場合は、その満たない部分の金額が控除できる。

②一般退職手当等にかかる退職所得
= (一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除) × 1/2

$$③ ① + ② = \text{退職所得}$$

質問……特定役員退職控除額と一般退職所得控除額はどのように計算されますか。

回答……一般退職所得控除は退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を控除した残額となります。

特定役員退職控除額とは次の計算の合計額となります。

(イ) 40万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数)

(ロ) 20万円 × 重複勤続年数

重複勤続年数とは、たとえば使用者が使用者兼務役員に昇格し、その後役員に選任された場合のように、特定役員等勤続年数と一般勤続年数が重複している期間をいいます。

具体例による計算

長年、会社に勤務し、役員に昇格し、当初2年間は使用人兼務役員でその後、役員となり5年で退職した場合。すなわち一般的なケースとしてあると思います。勤続年数20年、特定役員勤続年数5年（当初2年間は使用人兼務役員）

特定役員退職手当の収入金額1,600,000円
従業員分7,400,000円で総額9,000,000円
以上の様な場合を想定します。

I 退職所得控除額

$$400\text{千円} \times 20\text{年} = 8,000\text{千円}$$

II 特定退職所得控除額

$$① 400\text{千円} \times (5 - 2) \text{年} = 1,200\text{千円}$$

$$② 200\text{千円} \times 2\text{年} = 400\text{千円}$$

$$③ ① + ② = 1,600\text{千円} \cdots \text{特定役員退職所得控除額}$$

$$④ \text{特定役員退職手当等の収入金額} \cdots 1,600\text{千円}$$

$$⑤ \text{収入金額と控除額は同額となりました。}$$

III 一般退職所得金額

$$8,000\text{千円} - 1,600\text{千円} = 6,400\text{千円}$$

したがって、退職所得金額

$$\text{特定役員退職所得} = 1,600\text{千円} - 1,600\text{千円} = 0$$

$$\text{一般退職所得} = (7,400\text{千円} - 6,400\text{千円}) \times 1/2 = 500\text{千円}$$

合計の500千円が全体の退職所得となります

事務局だより 新法人移行2年目がスタートしました。4月の事務局の主な業務は、来る5月23日開催の第2回定期総会と法人化30周年記念行事に向けた諸準備に忙殺された1ヶ月でした。なかでも事務局を挙げて準備したのが事業報告と決算報告の調査でした。常任理事会や理事会で会長をはじめ理事の方への説明等を重ね、少しずつではありますが、専務理事の指導をはじめ職員のふんばりで、必要な財務諸表等が形式、内容とも正式なものとして仕上がっていきます。この間、監事による監査、公認会計士の先生の指導もありました。

今月号から本欄を担当することになった当職はといえば、関係諸表の見方もわからぬまま、かつ、全体像も把握できぬまま、言われたことを「事務処理」するというよりは、「作業」するのみであったと、ただただ自省するのみです。一刻も早く、職分を果たせるよう努力したいと



編集後記

季節の移ろいは蓬から深緑へと目に鮮やかになってきました。協会事務局では横手新事務局長も着任されて顔ぶれに変化が生じました。この時期は当協会と関連ある団体の顔ぶれにも変化がみられます。

2020年に向けて業界が一丸とならなければなりません。それぞれの団体にはそれぞれの特徴もありますが、植物の奏でる世界のように調和が大切なようになりますが、皆様にはどのようにお感じでしょうか。広報委員会にも新たな委員が2名参加してくれました。委員会内の調和もはかりつつ、皆様のお役に立てる委員会となるよう委員各位は各々の特徴も生かしつつ努力しているところです。

(横手)

思っています。

さて、5月23日(金)の定期総会ですが、法人化30周年記念懇親会と合わせて行なったため、大変盛況山な内容となりました。当日の次第の流れとしては、まず定期総会に始まり、表彰式、30周年記念講演、そして懇親会へと続きました。表彰式では、優良事業所表彰をはじめ3社と37名が表彰されました。当日は、多くの会員企業の皆様にご出席いただき、誠に有難うございました。

ところで、当協会は、全国組織よりも1年早く法人化を果たしたと聞いております。この30周年を機に、我々事務局職員もいい意味で変わらなければならないと思います。二人以上集まると、それは組織という名に変わります。これまで以上に職員間のコミュニケーションを密にし、組織目標達成の基本的手段である「報告」「連絡」「相談」を各職員が励行し、本協会の円滑な事務執行に努めています。

(横手)

種々雑多な統計資料が毎日、報道されています。生産人口8,000万人割れ。絶対数が問題なのか割合が問題なのか。グラフの目盛の取り方一つをとっても見る側では各人各様の理解、類推があることでしょう。情報過多の時代です。いちいち吟味するのも煩わしいし、そんな時間もないという意見も多いと存じますが。

当業界にもっとも関係の深い東京都の部局の名称が4月1日から改称されました。廃棄物処理から循環に大きく舵を切ることの表れともいえるのでしょうか。毎度申し上げていますが、本格的な循環型社会の構築は必ず成し遂げなければならない事柄と想います。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2014 第285号

発行人 高橋俊美
企画・編集 委員会
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail: info@tosankyo.or.jp

印刷 皆川美術印刷株式会社

WindowsXPの対策はお済みですか?

*詳しくは裏面をご覧ください。

有効期限／6月末まで



のりかえ キャンペーン

今なら送料無料

Microsoft
AUTHORISED
Refurbisher

WindowsXP ▶ Windows7

アンカーパソコン デスクトップセット

リファビッシュパソコン



Core2Duo
モデル

3年保証



アンカーパソコン ノート

リファビッシュパソコン



Core2Duo
モデル

3年保証



高性能CPUでサクサク快適!

- 3年保証あんしんパック付属
- Windows7 Professional
- Core2Duo 2.0GHz以上
- メモリ2GB
- HDD40GB以上
- CDドライブ以上
- 17インチ液晶モニタ付属
- 新品キーボード・マウス付属

¥38,000

(税別・送料込み)

* リファビッシュパソコンとは、企業で3~5年使用したパソコンを回収・整備して新品に近い品質で仕上げたものです。
※ 3年保証が付属していないモデルは、26,000円(税別)で販売しています。また商品はおまかせ商品になります。メーカー・型番はお選びいただけません。

『3年保証あんしんパック』とは…

「3年保証あんしんパック」は、ご購入いただいたパソコンをご購入から3年間、初期不良および自然故障(電源が入らない・立ち上がらないなどの動作不良)が発生した場合にご購入いただいたパソコンと同等スペック以上のパソコンと交換させていただくサービスです。
※パソコンの交換作業は、パソコンの撤去、設置、OS初期設定、動作確認のみになります。その他作業については、別途費用が発生しますので、予めご了承ください。

Microsoft Office 製品を追加インストールしてご提供します!

Office + ¥20,000
Microsoft Office Personal 2013
※ Excel・Word・Outlook付属

Office + ¥25,000
Microsoft Office Home & Business 2013
※ Excel・Word・PowerPoint・OneNote・Outlook付属

Office 365 クラウド版オフィス
購入・導入をご検討のお客様はぜひ、
お気軽にご相談ください。

ご購入は
こちらから▶ <http://anchor-store.com>
上記以外の商品を取り揃えています。ぜひアクセスください。

商品のお問合せはこちら

商品に関して電話でご案内いたします。何でも気軽にお問い合わせください。
※ 本チラシに掲載の商品および価格は、チラシ有効期限内でも
予告なく変更する場合があります。

株式会社 アンカーネットワークサービス TEL 03-6861-8359



スマートフォン
からはこちら!



受付時間 10:00 ~ 18:00
(月曜日~金曜日 ※祝祭日を除く)

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



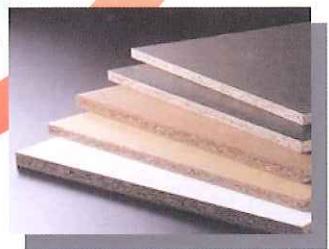
不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないかでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えたいたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私たは
地球温暖化防止に
全力で取り組みます